# 8 教育・研究関係

## ア教育主体等

事項名	措置内容	改定計画等と	ᢖ	[施予定時]	期
争以石	有量 <b>内</b> 台	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
学校法人の	学校法人の設立要件については、構造改革特区	改定・教	一部措	検討・結	措置
要件緩和	における特例措置として校地・校舎の自己所有要	育ア	置済	論	
(文部科学省)	件の緩和が認められたところであるが、学校教育				
	の安定性・継続性の確保を前提に、全国的な緩和				
	について、特区における状況も十分に踏まえなが				
	ら検討し、所要の措置を講じる。				
	【学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認				
	可に関する審査基準 (平成 15 年文部科学省告示				
	第41号)の一部改正】				
学校法人会	事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、	改定・教	措置済		
計制度の見	学校の特性を踏まえつつ、例えば基本金の在り方	育ア			
直し	の見直しや時価情報による評価など新しい企業				
(文部科学省)	会計基準の考え方を取り入れることなどについ				
	て検討を行い、学校法人会計基準を改正する。【学				
	校法人会計基準の一部改正 (平成17年3月)】				
学校法人に	a 学校法人に対し、財務書類及び背景となる事	改定・教	措置済	4 月施	
おける財務	業方針等を分かりやすく説明した事業報告書	育ア		行	
情報の開示	の公開を法律で義務付ける。また、広く周知を				
促進	図るという観点から、財務書類及び事業報告書				
(文部科学省)	の記載内容をインターネット上のホームペー				
	ジに掲載することを促進する。【私立学校法の				
	一部を改正する法律(平成 16 年法律第 42 号 )】				
	b 財務書類及び事業報告書のインターネット		平成16年	度以降継続	的に検討
	上のホームページにおける公開状況について				
	毎年調査し、公開が進まない場合は、その更な				
	る推進方策について検討する。				
国立大学法	a 国立大学法人の中期目標・中期計画において	改定・教	結論		
人の評価に	は、国立大学が要請される機能・役割に沿った	育ア			
基づく組織	目標・計画が、数値目標の設定等も含め、可能				
の見直し	な限り具体的なものとなるよう工夫すること				
(文部科学省)	が重要であり、これらの評価が適切に行われる				
	よう、中期目標・中期計画に関する評価基準を				
	明確化する。				
	【国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各				

<b>車</b> 15.47	世军山京	改定計画等と	j		—————————————————————————————————————
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	年度終了時の評価に係る実施要領(平成16年10				
	月25日)】				
	b 国立大学法人の活動及びその成果の評価を		最初の中	期目標期間	終了時ま
	行った結果、国立大学法人として十分な機能・		でに速や	かに結論	
	役割を果たしていないと判断された場合は、当				
	該業務を継続させる必要性、組織の在り方につ				
	いて適切な措置が採られるようにする。評価の				
	結果、国立大学法人として十分な機能・役割を				
	果たしていない場合の組織の見直しについて、				
	改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、				
	速やかに検討を開始し、結論を得る。			,	
	c 国立大学が要請される機能・役割に沿った目			平成17年	度以降継
	標・計画に関する評価基準として、国立大学法			続的に実	施
	人評価委員会により「国立大学法人及び大学共				
	同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る				
	実施要領」が取りまとめられているが、その評				
	価基準が国立大学法人の継続的な質の向上に				
	真に資する内容となっているか、評価に関する				
	作業が過重な負担となっていないか等の観点				
	から、継続的に見直す。また、その結果につい				
	て、審議内容も含め広く公表する。				
株式会社、N	株式会社等による学校経営については、構造改	改定・教	平成16年	度以降検討	t
PO等によ	革特区における実施状況についてできるだけ速	育ア			
る学校経営	やかに評価を行い、検討を進める。				
の解禁					
(文部科学省)				T	
学校に関す	a 以下の点に留意しながら、「公私協力学校法	改定・教		措置	
る「公設民営	人」方式による公設民営学校を導入する。	育ア			
方式」の解禁	公設民営方式の地方公共団体にとっての意				
(文部科学省)	義は、多様な教育ニーズに応えることが困難で				
	ある公立学校の運営に際して民間の創意と工				
	夫を活用することと、公立学校の設置・管理に				
	要する公的資金をより効率的にすることにあ				
	る。このため、「公私協力学校法人」にあって				
	も、この趣旨を踏まえて、地方公共団体の設置				
	意図の下でサービス内容が多様で柔軟、かつ生				

<b>車</b> 15.42		改定計画等と	乡	[施予定時	期
事項名		の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	徒・保護者の満足度が十分に高いものであると				
	ともに、運営等に当たって公私協力学校法人に				
	対して支出される公的資金はできるだけ効率				
	的に、かつ私立学校間の公平性が確保されるよ				
	うに使われることが望ましいこと。				
	「公私協力学校法人」に参加する民間主体の				
	選定・継続に当たっては、地方公共団体の政策				
	意図その他の条件をあらかじめ公表した上で、				
	公正な審査により行われることが必要であり、				
	教育サービスに関する品質と地方公共団体の				
	財政上の負担の有無・その程度等を勘案して、				
	地方公共団体やその住民にとって最も有利と				
	なるような主体が選ばれる必要があること。				
	「公私協力学校法人」方式による公設民営学				
	校は、あくまでも私立学校の一類型として設立				
	されるものであり、「民間のノウハウの活用」				
	を導入の目的としている以上、その運営にあた				
	り地方公共団体の政策意図が、学校運営に適切				
	に反映されると同時に、NPO法人等の自由な				
	創意工夫とイニシアチブが最大限発揮される				
	制度とすること。				
	「公私協力学校法人」の適切な運営を確保す				
	る観点から、財務、経理、カリキュラム、入学				
	選抜、単位認定、教職員に関する情報等、運営				
	全般に関する情報の公開を徹底するとともに、				
	保護者や生徒による学校・教職員の評価を最大				
	限重視する制度とすること。				
	「公私協力学校法人」の適切な運営や公費の				
	適切な使用を確保する観点から、地方公共団体				
	の政策意図の実現が十分になされない場合や、				
	生徒や保護者の評価を得られない運営がなさ				
	れる場合には、地方公共団体から設立時に出				
	資、譲渡その他提供をした財産等については、				
	地方公共団体に返還・返上する等、民間事業者				
	のモラルハザードが生じないように配慮され				
	る必要があること。				

事項名	措置内容	改定計画等と	j	[施予定時]	期
争以石		の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	さらに、「公私協力学校法人」が適切に運営				
	されていない場合、在籍する生徒等の移籍等に				
	配慮した上で、地方公共団体が必要な措置を採				
	ることによって協力を解消できるようにする				
	こと。				
	【構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平				
	成 17 年法律第 57 号 )】				
	b 契約に基づき公立学校の運営を包括的に管			平成17年	度以降引
	理・運営委託する方式については、行政事務の			き続き検	討
	民間委託の基本的な在り方等に関する考え方				
	の整理を踏まえつつ、引き続き検討を行う。				
経営形態の	教育バウチャー制度について、我が国の社会の	重点・教		研究・検	検討・結
異なる学校	実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実	育4〔改		討開始	論
間の競争条	態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点か	定・教育			
件の同一化	ら、今後更に積極的な研究・検討を行う。	ア)			
(文部科学省)					

## イ 初等・中等教育

	下寸狄 <b>月</b>	改定計画等と	ᢖ	 E施予定時期	朝
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
構成員、運営	a 現行の私立学校法(昭和24年法律第270号)	改定・教	措置済	4 月 施	
を含む私立	第 10 条は、私立学校関係者以外の民間有識者	育イ		行	
学校審議会	等を私立学校審議会の構成員数の4分の1以				
の見直し	上にしてはならない等と規定している。しか				
(文部科学省)	し、この規定は、各都道府県の私立学校行政を				
	過度に規制しかねない可能性もあることから、				
	私立学校審議会の構成員比率及び委員候補者				
	の推薦に関する現行の規定を私立学校法から				
	削除することを内容とする法案を第 159 回国				
	会に提出する等所要の措置を講ずるとともに、				
	私立学校審議会の構成員比率等の見直しの趣				
	旨を通知等で関係者に十分に周知する。				
	また、私立学校審議会をより開かれたものに				
	するために、委員名簿や議事概要等について				
	は、各都道府県のホームページ等において公開				
	することを促進する。				

事項名	措置内容	改定計画等と	j	E施予定時	期
争以口	相重的台	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	【私立学校法の一部を改正する法律 ( 平成 16 年				
	法律第42号)】				
	b 私立学校審議会の構成員比率等について規			措置済	
	定が置かれていたが、この規定は、各都道府県				
	の私立学校行政を過度に規制しかねない可能				
	性もあることから、平成 16 年に私立学校法か				
	ら削除された。私立学校審議会は、都道府県知				
	事の私立学校における行政の適正を期するた				
	めに置かれているものであり、私立学校審議会				
	の委員の構成が審査対象者と直接の利害関係				
	がある者を含むことは、私立学校審議会の公正				
	な運営の観点から好ましくないので、各都道府				
	県の私立学校審議会の委員の改選に当たって				
	は、地域の実情を踏まえつつ、私立学校審議会				
	の委員の構成・運営の公正性・中立性に特に配				
	慮するよう、各都道府県に周知徹底する。				
	【平成 17 年度都道府県私立学校主管部課長会議				
	資料1-4(平成17年10月3日)】				
	c 私立学校審議会の運営の公正を期するため、			平成17年	度以降継
	委員名簿や議事概要等について各都道府県の			続的に実	施
	ホームページ等において公開することを促進				
	するため、公開の実態について調査を行い、結				
	果を公表する。				
年齢の取扱い	高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による	改定・教	平成16年	度から検討	開始
も含めた学校	学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性に	育イ			
教育制度の弾	ついて、検討を進めるとともに、学校教育におけ				
力化	る年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化				
(文部科学省)	について検討を進める。				
高校卒業レ	高等学校の卒業と同等の学力を有することを	改定・教	措置済		
ベルの学力	認定する試験の在り方について検討し、所要の措	育イ			
認定制度	置を講じる。【高等学校卒業程度認定試験規則(平				
(文部科学省)	成17年文部科学省令第1号)生涯学習政策局長通				
	知(平成17年2月17日)】				

<b>東西</b> 夕	##黑山京	改定計画等と	ᢖ	E施予定時	期
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
学校の自己	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の自己点	改定・教		検討	結論
点検評価の	検評価については、平成 14 年度より各学校の設	育イ			
促進	置基準に盛り込まれたところである。また、その				
(文部科学省)	後中央教育審議会においても、自己点検評価の重				
	要性に着目し、一層推進する旨の提言がなされている。				
	そこで、自己点検評価の実施・公表の義務化や、				
	生徒や保護者、地域住民等による外部評価の在り				
	方について、授業内容及び教員の質の評価を含め				
	て学校評価をより多面的に行う観点から検討し、				
	速やかに結論を得る。				
コミュニテ	a コミュニティ・スクールは、教職員人事、予	改定・教	措置済		
ィ・スクール	算使途及び、教育課程の決定などの学校経営に	育イ	(9月		
の法制化	ついて、学校、保護者、地域の独自性を制度的		施行)		
(文部科学省)	に担保する一方で、地元代表や保護者代表を含				
	む「地域学校協議会」が地域に対し説明責任を				
	負うという、地域コミュニティに開かれた、責				
	任のある経営体として地方公共団体によって				
	設置される。				
	コミュニティ・スクールを導入することの意				
	義は、社会や地域住民・需要者のニーズに応じ				
	た多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性				
	と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資するこ				
	とであり、また、その存在が、既存の公立学校				
	システム全体の活性化に資することにある。				
	よって、平成17年4月の開校に向け、コミュ				
	ニティ・スクールの設置手続、地域学校協議会				
	の設置手続・構成・機能のほか、学校長及び教				
	職員について、地域学校協議会が人選について				
	の推薦を含め人事に関与し、任命権者は地域学				
	校協議会の意向を尊重することとするなど、人				
	事に関し地域学校協議会の意向が反映される				
	ことが確実に担保されるような、学校長、地域				
	学校協議会、市町村教育委員会、都道府県教育				
	委員会等の権限と責任の在り方を定めた所要の法律が正常を可能が限りません。				
	の法律改正案を可能な限り速やかに国会に提				

<b>車15</b> 夕	世军山京	改定計画等と	ᢖ	実施予定時期		
争以石	1月巨八3台	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
事項名 加配教員制 度の改善等 (文部科学省)	定数の標準に関する法律及び同法施行令では、 少人数指導等の指導方法改善のための定数等 のいわゆる加配定数の活用方法が定められて おり、都道府県教育委員会がこれらの規定以外 の目的に活用することはできないが、この加配 定数については、一学級の児童生徒数を減らす ことに伴う担任教諭の増加に対応するために			平成17年度 平成17年 続的に実	度以降継施	

市工力	4#####################################	改定計画等と	j	<b>E施予定時</b>	朝
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	b 構造改革特区における市町村費による教職		検討・結	法案提	法案成
	員配置の導入については、速やかに全国化に向		論	出	立後公
	けて、都道府県が市町村に対して、費用分担を				布・施行
	含めた協力をし、国の標準を下回る形での少人				
	数学級編制を行うことができるよう、都道府県				
	や市町村の意見を踏まえつつ、市町村立学校教				
	職員給与負担法の規定の見直しを検討し、結論				
	を得る。				
	(第164回国会に関係法案提出)				
教科書採択	公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区	改定・教	平成16年	度以降継	続的に検
地区の町村	域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区	育イ	討・逐次	実施	
単位の設定	として設定することとされているが、適正かつ公				
の容認	正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様				
(文部科学省)	性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には				
	学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れ				
	て、教科書採択地区の小規模化を検討する。				
	よって、町村のニーズ等を踏まえ、町村単独で				
	の採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化に				
	ついて検討し、結論を得て、所要の措置を講じる。				
在留外国人児	在留外国人児童生徒に対する教育を充実する	改定・教	措置済		
童生徒に対応	ため、日本語指導等特別な配慮を要する児童生徒	育イ			
した教育の充	に対応した教員の配置や、母語を用いた指導協力				
実	者の在り方等に関する調査研究等の施策を充実				
(文部科学省)	する。				
幼稚園・保育	地域において児童を総合的に育み、児童の視点	改定・福	一部措	法案提	法案成
所の一元化	に立って新しい児童育成のための体制を整備す	祉イ、	置済(取	出	立後公
(文部科学省、	る観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教	改定・教	りまと		布・施行
厚生労働省 )	育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を	育イ	め)		
<福祉イの再	設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基				
掲>	本的な考えを取りまとめた上で、平成17年度に試				
	行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行う				
	ことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本				
	格実施を行う。				
	(第164回国会に関係法案提出)				

古玉石	##架击穴	改定計画等と	)		 期
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
「学校給食衛	平成16年度中に学校給食衛生管理の基準を改	改定・教	措置済		
生管理の基	正し、各学校の設置者が安全な学校給食の実施に	育イ			
準」におい	支障がないと判断する場合には、学校給食にクッ				
て、クックチ	クチルシステム(加熱調理した食品を急速冷却し				
ルシステム	て保存し、必要な時に再加熱するシステム)を導				
が導入可能	入することが可能であることを明確化する。				
であること	【学校給食衛生管理の基準(平成9年4月1日文				
を明確化	部省体育局長通知)の一部改正(平成17年3月)】				
(文部科学省)					
職員の健康	職員の健康診断については、6月30日までに行	改定・教	措置済		
診断の期日	うこととされているが、学校の設置者の判断によ	育イ			
に関する基	り、適切な時期を定めて行うことを可能とする。				
準の弾力化	【学校保健法施行規則(昭和33年6月13日文部省				
(文部科学省)	令18号)の一部改正(平成17年3月)】				
学校の夏期	外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地	改定・教	措置済		
休業等を活	方公共団体が実施する異文化交流を目的とした	育イ			
用して、外国	プログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小				
語講師等を	中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活				
行う外国人	動に対し、地方公共団体が当該学生の滞在中の活				
大学生に対	動について責任を負うことを前提に、「特定活動」				
する在留資	の在留資格を決定する。				
格の付与	【平成17年法務省告示第104号(平成17年2月17				
(法務省)	日施行】				
<法務ウ の再					
掲>					
スクールカ	スクールカウンセラー活用事業において、スク	改定・教		措置済	
ウンセラー	ールカウンセラー等の選考要件について、地域的	育イ			
の選考要件	偏在等を総合的に勘案して弾力的に運用しうる				
の周知徹底	ことを周知徹底する。(なお、これに関連し、平				
(文部科学省)	成17年度からの交付要綱及び取扱要領の見直し				
	を検討予定。)				
	【平成17年4月1日文部科学省初等中等教育教				
	育局長通知 (17文科初第46号)】				

<b>=</b>	1#####################################	改定計画等と		 E施予定時期	钥
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
保育士資格	専門学校を卒業して保育士資格を得た者を含	改定・教		措置済	
を有する者	め、保育士として一定の在職経験を有する者に対	育イ			
への幼稚園	して、平成17年度から新たに幼稚園教員資格認定				
教諭二種免	試験を実施し、幼稚園教員免許取得の道を開く。				
許の付与	【教員資格認定試験規程改正(平成16年3月31				
(文部科学省)	日文部科学省令第18号)】				
教職員の出	地教行法第45条第1項に基づき、市町村教育委	改定・教		法案提	法案成
張旅費の市	員会が研修を行う場合において、市町村が教職員	育イ		出	立後公
町村負担の	の旅費を支弁することを可能とする。				布・施行
可能化	(第164回国会に関係法案提出)				
(文部科学省)					
学校の教室	建築物の天井高については、国民の健康、衛生	改定・教	検討	措置済	
の天井高に	を確保する観点から、最低確保する必要がある天	育イ			
関する規制	井高を建築基準法で規定しており、一般の建築物				
緩和	にあっては、2.1m以上、学校 (大学、専修学校、				
(国土交通	各種学校及び幼稚園を除く。) にあっては、3 m				
省・文部科学	以上と定められている。この学校の天井高規制に				
省) 住宅工	ついては、設計上の制約のデメリットや建設コス				
の再掲	ト、既存ビルの学校への転用等の観点から緩和す				
	べきであるとの意見がある一方、学校の教室につ				
	いては、成長過程にある児童生徒にとって健康的				
	な環境を確保する必要がある。				
	このため、学校の教室の天井高が学校生活にお				
	ける児童生徒の心身の健康に与える影響等につ				
	いて、教室の採光や空気質等を含めた総合的な室				
	内環境のあり方の観点から、多様な専門家による				
	調査・検討を行うこととし、これらの結果を踏ま				
	えて、学校の教室の天井高のあり方について平成				
	17年度上半期中に結論を得て、その後すみやかに				
	必要な措置を講じる。				
	【建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成				
	17年政令第334号)】				

市话夕	世军山京	改定計画等と		E施予定時	—————————————————————————————————————
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
通信制高等 学校の校舎 に係る専修 学校等の施	通信制高等学校の校舎を整備する際の兼用の 取扱いについて、専修学校等他の施設との兼用が 可能となるよう高等学校通信教育規程を改正す る。また、併せて、通信制高等学校の面接指導等			措置	
設との兼用 の容認 (文部科学省)	を専修学校等の施設で実施が可能となるよう規定を整備する。				
免許状を有 しない者の 採用選考の 拡大 (文部科学省)	関する専門的知識経験又は技能を有し、また、	重点・教 育1(1)		措置	
	b また、その際、特別免許状について、制度の 趣旨等を広く周知徹底し、その活用促進を図る ことが必要であり、その一環として、各任命権 者において免許状未取得者に係る特例的取扱い の状況を含め、採用選考の状況を広く公表する よう促す。 c なお、各都道府県教育委員会等においては、			措置	
	上記のような採用選考を実施する際には、免許 状未取得者も応募できる旨を志願者側にも周知 徹底するよう促す。				
特別免許状 の活用の促 進 (文部科学省)	a 現在、特別免許状授与のための教育職員検定 の受検に際しては、任命権者・雇用者による推 薦が必要とされているが、都道府県教育委員会 や学校法人等の任命権者・雇用者は、特定分野 に秀でた能力を有する者の雇用が必要となった 際に、推薦すべき者を迅速かつ適切に選出・雇 用できるよう、日頃から、教育に対する熱意と 識見を持ち、専門的知識・技能を有する社会人 経験者を幅広く発掘・把握するよう努めること が必要である。その際、本人の資質を証明でき			措置	

事項名	措置内容	改定計画等と	身	[施予定時]	期
争以口		の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	る第三者(当該者の採用を希望する学校長等の				
	任命権者・雇用者以外の者)による任命権者・				
	雇用者への事前の推薦を活用するなど、特別免				
	許状の活用を進めるよう促す。				
	b また、任命権者・雇用者と授与権者の間で、			措置	
	第三者による任命権者・雇用者への事前の推薦				
	を踏まえつつ、教育職員検定の必要書類、学識				
	経験者の意見聴取事項についてあらかじめ取り				
	決めを行うなど、事務手続きの簡素化、迅速化				
	を図り、特に私立学校採用への志願者で普通免				
	許状を持たない者が、私立学校において特別免				
	許状の授与の申請が負担となることによって、				
	事実上不利に扱われることのないように配慮す				
	るよう促す。				
	c 併せて、他県の特別免許状を有している者に			措置	
	ついては、実務等の観点で、その実績を考慮し				
	た簡易な方式で検定を行うなど、教育職員検定				
	の実施に当たって、状況に応じた弾力的取扱い				
	を行うよう促す。				
	d また、学校教育に関し学識経験を有する者か			措置	
	ら意見を聞くことを含む教育職員検定の透明性				
	を確保するよう、各都道府県教育委員会に対し、				
	適切に合否基準等の情報を公開するよう促す。				
	e 加えて、特別免許状を小学校教員に拡充する			   措置	
	など、小学校においても優れた資質能力をもっ				
	た多様な人材を確保することが重要であり、要				
	件を満たす者であれば、国語、算数、理科、社				
	会等、複数の教科についてそれぞれの特別免許				
	状を授与することも十分に可能である旨を周知				
	することも含め、小学校教員への特別免許状の				
	授与促進を図るよう促す。				
任期付採用	各地方公共団体において条例を制定すること	重点・教		措置	
制度の活用	によって、任命権者の判断で公立学校の教職員を	育1(1)			
(文部科学省)	任期付きで任用でき、資質の高い教員に関して				
	は、その経験等を考慮した選考による任期の定め				
	のない任用を行うことができるものであること				
				ı	1

市市力	措置内容	改定計画等と		 『施予定時』	 期
事項名		の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	を周知する。				
21 教員採用に	受験者の関係者の中に、教育委員会関係者、学	重点・教		措置	
おける公正	校関係者、自治体関係者などがいることが、採用	育1(1)			
性の確保	に有利に働いているのではないかという懸念が				
(文部科学省)	一部にあることも念頭におきつつ、教員の採用に				
	ついては、透明性・客観性が確保された採用選考				
	とすることが必要である。具体的には、面接試験				
	を重視する等、人物重視の採用選考を引き続き進				
	めるとともに、採用の客観性・公正性が損なわれ				
	ることのないよう、採用選考の実施主体である各				
	都道府県教育委員会等に対して、それぞれが求め				
	る教員像を明確にし、学力試験問題や採用選考方				
	法・基準を公表するとともに、面接に当たっては、				
	多様な構成により、幅広く公正な立場から面接を				
	行える者を確保し、選考の過程での利害関係者に				
	よる接触等を排除するなど、採用選考の透明性・				
	客観性を高め、採用が厳正かつ公正に行われるこ				
	とにより教育への信頼が確保されるよう努める				
	ことを促す。				
22 児童生徒・	a 学校教育の成果は教員の資質と熱意に負う	重点・教		措置	
保護者の意	ところが極めて大きいことから、教員がその資	育1(2)			
向を反映し	質能力を高め、それを最大限に発揮できるよう				
た教員評価	にすることが重要である。このため、教員一人				
制度・学校評	一人の能力や実績を的確に評価することが求め				
価制度の確	られていることから、平成 17 年度中に 55 の教				
立	育委員会が、教員の能力や実績を評価するため				
(文部科学省)	のシステムに取り組んでいるところであり、そ				
	のシステムにおける結果を配置や処遇、研修等				
	に反映するよう、取り組みを促す。				
	b その際、学校を設置・管理する教育委員会の			措置	
	相談体制を強化して児童生徒・保護者の教員に				
	関する意見等を受け付け、それを教員評価に反				
	映させる工夫をするよう促すとともに、授業や				
	学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に				
	関する児童生徒・保護者による評価をその匿名				
	性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として				

車15夕	措置内容	改定計画等と	j	[施予定時]	期
事項名		の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個				
	人情報に配慮した上でホームページ等で公表す				
	るよう促す。				
	c 校長は児童生徒・保護者による具体の評価結			措置	
	果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修				
	を行っている市町村や都道府県の教育委員会が				
	学校教育の改善のため、適切に活用できるよう				
	- 促す。				
	d 具体的な制度設計は各教育委員会が作成す			措置	
	ることになるが、国は、授業評価、学級経営、				
	生徒指導等を含む学校教育活動に関する児童生				
	徒・保護者による評価を学校評価のガイドライ				
	ンに位置付ける。				
23 校長評価制	上記 22 に併せて、児童生徒・保護者は学校に	重点・教		措置	
度の確立	対して満足しているか、学校の平均的な学力水準	育1(2)			
(文部科学省)	が向上しているか、学校選択制導入以降に児童生				
	徒が増えているか、生徒指導の取組が適切である				
	かどうか等、学校管理能力など校長の能力や実績				
	を任命権者が客観的に評価する仕組みを早急に				
	確立するよう促す。				
24 条件附採用	条件附採用制度については、真に教育者として	重点・教		措置	
期間の厳格	の適性のある資質の高い者のみが本採用される	育1(2)			
な制度運用	こととなるよう、上記 22 による評価等を踏まえ、				
(文部科学省)	その厳正な運用を文書により促す。				
25 指導力不足	a 平成 16 年度までに構築されている全ての都			措置	
教員を教壇	道府県と指定都市において指導力不足教員に対	育1(2)			
から退出さ	する分限処分等の必要な措置を講じる仕組みに				
せる仕組み	ついて、これを検証するように促すとともに、				
の確立	一部において取り組みが十分でないこともあ				
(文部科学省)	り、厳正な運用を促す。 				
	b 併せて、その際、上記 22 による評価や、既			措置	
	に定められている指導力不足教員の人事管理シ				
	ステムに基づく評価を踏まえた、分限処分とす				
	べき教員を判定するための具体的で明確な運用				
	の指針を任命権者が早急に策定するよう促す。				
	その際、国は指導力不足教員の分限処分に関す				

事項名	措置内容	改定計画等と	j	[施予定時]	期
争以石	相重的台	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	る適切な情報提供を行う。				
26 学校の質の	a 学校選択制について、市町村教育委員会がそ	重点・教		措置	
向上を促す	の方法や効果等について認識し、児童生徒や保	育2			
学校選択の	護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえつ				
普及促進	つ、その導入の是非について積極的な検討が行				
(文部科学省)	われるよう、学校選択制の好事例をまとめた事				
	例集を全国に配付する。				
	b これにあわせて、国としても学校選択制の導			措置	
	人の是非について児童生徒や保護者を含む地域				
	住民の意向を十分に踏まえた検討を各教育委員				
	会に対して求めることとする。				
	c また、就学すべき学校を指定した後の「変更			 措置	
	の申立」について、学校教育法施行規則の一部				
	を改正し、就学通知の際に、「変更の申立」がで				
	きる旨を記載するよう制度改正を行う。				
	d さらに、いじめへの対応、通学の利便性など			<u>措置</u>	
	の地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、				
	変更の理由として相当と認められるものについ				
	て、具体的な場合を予め明確にして公表するよ				
	う、国としてもその具体的な場合の例を示しつ				
	つ、各市町村教育委員会に求める。				
27学校に関す	「骨太の方針2005」等に基づいて策定する学校	重点・教		措置	
る情報公開	評価のガイドラインの中に、各学校が公開すべき	育3(1)			
の徹底	情報項目例を盛り込む。その際、別紙を踏まえる				
(文部科学省)	とともに、個人情報保護や児童生徒等の安全確保				
	の観点等に配慮する。情報公開の方法について				
	は、当該 学校に通学する児童生徒や保護者のみ				
	ならず、広く一般市民が情報を得られるよう各				
	学校において工夫するよう措置する。				
28全国的な学	全国的な学力調査については、小学校6年生、	重点・教		検討	速やか
力調査の実	中学校3年生の全児童生徒が参加できる規模で	育3(2)			に措置
施	平成19年度に実施する予定である。学力調査結果				
(文部科学省)	の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力				
	向上努力が促されることとなるよう努めるとと				
	もに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機				
	付けを与えるものとする。				

事項名	措置内容	改定計画等と	〕	[施予定時]	期
争以石	<u>有</u> 具内台	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
29幼児の定期	幼児の定期健康診断における検査方法につい	別表 1 -		措置	
健康診断に	て、現行制度下で認められている具体的な視力・	8			
おける検査	聴力の検査方法を、「児童生徒の定期健康診断マ				
方法の周知	ニュアル」の改訂の機会をもって周知徹底する。				
徹底					
(文部科学省)					
30公立学校施	公立文教施設整備費の取り扱いについて、平成	別表3 -		法案提	成立後
設整備費補	17年10月の中央教育審議会の「地方の使い勝手の	10		出	施行
助金等の交	裁量を拡大するための改革を行うべき」との審議				
付申請等の	結果等を踏まえ、地方の自主性・裁量性を拡大す				
事務の簡略	るために必要な制度改革を行う。				
化	(第164回国会に関係法案提出)				
(文部科学省)					
31 教頭の資格	学校教育法施行規則を改正して教頭の資格	別表 6 -			措置(4
要件の緩和	要件を緩和し、教員免許を持たず、教育に関する	834			月)
(文部科学省)	職に就いた経験もない者についても、教頭への登				
	用を可能にする。				

#### ウ 高等教育

・ノー同守叙		改定計画等と		 E施予定時	期
事項名	措置内容 	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
大学の情報	a 教育環境、研究活動、学生の卒業後の進路、	改定・教	措置済		
公開の促進	受験者数、合格者数及び入学者数を含む入学者	育ウ			
(文部科学省)	選抜に関する情報など、大学設置基準第2条に				
	おける「教育研究活動等の状況」として望まし				
	い具体的な内容を通知等において明確に示す				
	ことにより、当該大学に関する情報全般を大学				
	が情報公開することを促進する。【平成17年3				
	月14日文部科学省高等教育局長通知】				
	b 広く周知を図るという観点から、これらの情		措置済		
	報をインターネット上のホームページに掲載				
	することを促進する。【平成17年3月14日文部				
	科学省高等教育局長通知】				
	c 通知等において示された「教育研究活動等の		平成16年	度以降継続	的に実施
	状況」として望ましい内容について公開状況を				
	毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その				

市话夕	世军山京	改定計画等と	ᢖ	<b>E施予定時</b>	朝
事項名	措置内容 	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
	更なる促進方策を講ずる。				
大学・学部・	a 大学の校地面積基準については、構造改革特	改定・教	6月ま	検討・結	検討・結
学科の設置	区における特例措置の状況等を踏まえ全国拡	育ウ	でに検	論	論
等の弾力化	大を図ることについて検討を進め、遅くとも平		討•結論		
(文部科学省)	成16年6月までに結論を得る。				
	b 上記校地面積基準の結論を踏まえ、校地の自		結論	検討・結	措置
	己所有要件の更なる見直しについて、大学とし			論	
	ての質の保証と継続性に配慮しつつ検討し、平				
	成16年度中に結論を得る。				
	c 学部・学科の設置認可の弾力化について、平		平成16年	度以降検討	、できる
	成15年度から施行された制度改正の実施状況		限り速や	かに結論	
	等を踏まえ、今後更に検討する。				
認証評価制	大学評価の質を維持し、学生等の大学選択等に	改定・教	措置済		
度の改善	資するため、大学設置基準を踏まえ、例えば、教	育ウ			
(文部科学省)	育課程、教員組織及びその教育研究業績、管理運				
	営、施設・設備、さらには財務状況などの在り方				
	を認証評価機関がその実情に応じて評価するこ				
	とは極めて重要である。このような観点から、評				
	価機関の評価実績等を踏まえ、認証評価機関が最				
	低限設けるべき評価項目について検討を行い、そ				
	の内容を認証基準において定める。【学校教育法				
	第69条の4第2項に規定する基準を適用するに際				
	して必要な細目を定める省令(平成16年文部科学				
	省令第7号)】				
複数の評価	中期目標終了時に行われる国立大学法人の評	改定・教	国立大学	法人設立後	の最初の
機関の評価	価を、独立行政法人大学評価・学位授与機構の評	育ウ	中期目標	終了時まで	に措置
に基づく国	価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視				
立大学法人	して、多様な観点から実施することについて、国				
の評価	立大学法人評価委員会において検討し、結論を得				
(文部科学省)	<b>ි</b>				
学生に対す	大学が廃止されることとなる場合、学生の就学	改定・教	結論	措置済	
るセーフテ	機会の確保を図るため、適切なセーフティネット	育ウ			
ィネットの	の整備を検討する。				
整備	【「経営困難な学校法人への対応方針について」				
(文部科学省)	(平成17年5月16日)】				

市话夕	世军山京	改定計画等と	ᢖ	[施予定時	期
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
海外から進	海外から我が国に進出する大学は、我が国の学	改定・教	措置済		
出する大学	生にとっては国際化に対応した教育の選択肢の	育ウ			
など高等教	ひとつであるとともに、海外からの学生受入数拡				
育の国際的	大の観点からも有意義である。しかし、これらの				
展開に対応	「大学」は、我が国の大学としての認可を受けて				
した質の保	おらず、消費者の混乱を招いている面がある。				
証のあり方	したがって、大学の質保証及び消費者保護の観点				
(文部科学省)	から、例えば、国内の第三者評価機関が海外大学				
	についても評価し得るようにするなど、高等教育				
	の国際的展開に対応した質の保証の在り方につ				
	いて検討する。				
	【学校教育法施行規則改正(平成16年12月13日)】				
借入金によ	学校法人の機動的運営を確保し、大学・学部等	改定・教	措置済		
る大学・学部	の新増設を推進するため、学校法人が大学・学部	育			
等の設置等	等を設置する際には、学校教育の安定性・継続性				
の容認	の確保を前提に、借入金による施設及び設備の整				
(文部科学省)	備や経営に必要な財産の確保を認める。【学校法				
	人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関す				
	る審査基準(平成15年文部科学省告示第41号)の				
	一部改正】				
飛び入学制	18歳未満での大学入学を可能とする飛び入学	改定・教	平成16年	度から検討	開始
度について	制度については、飛び入学制度の実施状況や課題	育			
の検討	等を調査し、その結果に基づき、飛び入学制度の				
(文部科学省)	更なる弾力化などその解決策について検討を開				
	始する。				
各外国人留	国費外国人留学生制度や有償・無償資金協力に	改定・教	措置済		
学生支援制	よる留学生支援制度等、政府による外国人留学生	育ウ			
度に関する	支援制度、さらには私費留学生に対する支援制度				
関係省の連	の位置付け、特性を踏まえ、施策の取りまとめを				
携	行うなど、関係省の施策の連携を図る。				
(文部科学省、					
外務省)					
世界各国か	近年の特定国からの留学生の顕著な増大や世	改定・教	措置済		
らの多様性	界各国における社会経済情勢の変化に機敏に対	育ウ			
のある留学	応し、我が国への留学生を世界各国から幅広く受				
生の確保	け入れるよう十分に配慮し、毎年度、国別受入数				

市市行	世界山京	改定計画等と	身	施予定時	 期
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(文部科学省、	の見直しなどを柔軟に行えるような仕組みを各				
外務省)	省間で構築する。				
質の高い学	a 「質」の高い優秀な学生が我が国を留学先と	改定・教	逐次実施		
生の確保の	して選択するよう、留学先教授の指名、留学生	育ウ			
ための仕組	宿舎への優先入居等他の留学生との差別化を				
み作り	図るなど、我が国への留学を促すような仕組み				
(文部科学省)	を構築する。				
	b 受け入れた留学生についても、留学期間中の		逐次実施		
	成績等に応じて奨学金の給付を見直すなど、優				
	秀な留学生の更なる就学意欲向上のための仕				
	組みを構築する。				
国費外国人	現地におけるニーズの把握、在日留学生からの	改定・教	措置済		
留学生制度	ヒアリング等を通じ、国別に現地の事情に対応し	育ウ			
等に係る手	た選考・募集を行うなど、より一層留学生の立場				
続の改善	に立った募集・選考を行う体制・手続等の改善を				
(文部科学省、	図る。				
外務省)					
渡日前入学	渡日前入学許可については、留学希望者の負担	改定・教	逐次実施		
許可の推進	軽減の観点から、更に推進すべきである。このた	育ウ			
(文部科学省、	め、昨年より実施されている日本留学試験につい				
外務省)	ては、在外公館の協力を得て、その実施国・都市				
	の拡大を速やかに図る。				
親日派人材	留学・帰国後の現地におけるネットワークづく	改定・教	逐次実施		
の育成のた	りへの支援、親日家・知日家集団である各国の帰	育ウ			
めの留学後	国留学生会等の活動全般への支援を更に充実す				
のアフター	<b>వ</b> 。				
ケアの充実					
(外務省)					
専修学校の	専修学校の校舎面積基準のうち、収容定員に応	改定・教	措置済		
校舎面積基	じて加算される基準面積について、履修形態等特	育ウ			
準の弾力化	別な事情があり、かつ教育上支障がない場合には				
(文部科学省)	基準面積を減ずる。【専修学校設置基準の一部を				
	改正する省令(平成16年文部科学省令第34号)】				
大学、大学院	a 大学教育の質を確保する観点から、大学、大	改定・教		検討	措置
及び学部・学	学院及び学部・学科の設置認可に当たっては、	育ウ			
科の設置認	大学設置・学校法人審議会における審査の果た				

<b>声</b> 语句	世界山京	改定計画等と	ᢖ		期
事項名	措置内容	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
可に関する	す役割が極めて重要である。社会の変化に対応				
審査方法の	して、設置認可申請の内容は多様化してきてお				
改善	り、公平性や透明性を確保しつつ、審査方法の				
(文部科学省)	工夫改善を図っていくことが今後も必要であ				
	<b>ට</b>				
	こうした観点から、大学設置・学校法人審議				
	会においては、議事要旨や申請書類、審査資料				
	の開示や専門委員を含めた委員氏名の公表等				
	を積極的に進めてきているところであるが、今				
	後、申請者等の取組に資する参考情報の提供				
	(例えば、教員審査に関する事例の紹介、専任				
	教員の要件・目安の一層の明確化)等の措置を				
	検討する。				
	b 平成 16 年度からは、申請者の意向を踏まえて			措置済	
	第一線で活躍する産業人などを参考人として				
	委嘱し、その意見を審査の参考とする「参考人				
	制度」を新たに試行しているところであるが、				
	今後、上記の観点や趣旨が一層生きるよう、「参				
	考人制度」を本格的に実施する。				
	【参考人委嘱実施要領(平成17年5月16日)】				
外国大学の	外国大学の日本校の教育制度上の位置付けに	改定・教	措置済		
日本校の我	ついては、外国大学の日本校が当該外国の大学の	育ウ			
が国の教育	正規の課程であることなど一定の要件を満たす				
制度上にお	ことが確認できた場合に、我が国の教育制度と接				
ける位置付	続 (大学院入学資格、単位互換等) することがで				
けの明確化	きるよう、今後中央教育審議会での審議を経て、				
(文部科学省)	新たに制度的措置を講ずる。【学校教育法施行規				
	則の一部改正(平成 16 年 12 月 13 日文部科学省				
	令42号)】				
外国大学の	文部科学省における外国大学の日本校の教育	改定・教	措置済		
日本校の我	制度上の位置付けに係る対応を踏まえた上で、当	育ウ			
が国の教育	該対応について鉄道事業者に周知する。【外国大				
制度上にお	学の日本校の我が国の教育制度上における位置				
ける位置付	付けの明確化について (平成 16 年 12 月 14 国土				
けの明確化	交通省鉄道局業務課事務連絡)】				
に伴う通学					

声话々	世界山京	改定計画等と	実施予定時		朝	
事項名	措置内容 	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
定期の学生						
割引適用に						
関する告知						
(国土交通省)						
学則変更の	インターネット上で学則を公開している大学	改定・教		措置済		
届出に係る	からの学則変更届出について、手続きの簡素化を	育ウ				
手続きの簡	認めるための所要の措置を講じる。					
素化	【私立大学等の学長変更及び公私立大学等の学					
(文部科学省)	則変更等の届出について(平成17年9月30日高					
	等教育局長通知)】					
実務家教員	地域の教育研究のニーズに応じた大学の新	改定・教		措置		
を含めた大	設・改組等を支援する観点から、申請者の意向を	育ウ				
学教員に関	踏まえて選任された「参考人」が審査に参画する					
する審査の	「参考人制度」(本年度から試行的に実施)につ					
観点の明確	き、本格実施へ移行する。また、実務家教員を含					
化等	め、大学における教員に求められる要素や専任教					
(文部科学省)	員の位置づけなど、教員及び教員組織に関する審					
	査の観点の明確化について検討し、所要の措置を					
	講じる。					
21 大学図書館	IT技術の発達に伴い、電子ジャーナルやデー	改定・教		措置		
に関する審査		育ウ21				
の観点の改善	が進んでいる状況を踏まえ、大学図書館の整備に					
(文部科学省)	関する設置審査の観点・取り扱いの見直しを検討					
	し、申請者の利便に資するよう、所要の措置を講					
	じる。					
22 教職大学院	制度の創設が検討されている教職大学院の修	重点・教			逐次実	
修了者の	了者の採用・処遇については、その修了者が教員	育1(1)			施	
採用・処遇	としての一定以上の資質を備えているとの先験					
における	的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一					
公平性の	般大学院修了者等と異なる措置を講じることは					
確保	適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府					
(文部科学省)	県教育委員会等において選考の公平性に留意し					
	つつ対応する。					
23 専修学校に	多様なメディアを高度に利用した授業につい	別表 4 -		措置済		
おける多様	て、現行制度では、総授業時数の2分の1以内と	833				
なメディア	されているが、一定の範囲内で実習や対面授業を					

車百夕	事項名 措置内容	改定計画等と	ᢖ	[施予定時]	期
尹以口	1月 三八台	の関係	平成16年度	平成17年度	平成18年度
を利用して	取り入れた上で、現行の2分の1を超えて行うこ				
行う授業時	とができるようにする。				
数の拡大	【専修学校設置基準の一部を改正する省令(平成				
(文部科学省)	18年文部科学省令第1号】				
24 農林水産省	水産大学校を始め対象となる全国の大学校の	別表3 -			検討・結
所管独立行政	実態や要望・意向を把握する。その調査結果を踏	11			論
法人水産大学	まえ、必要に応じて博物館に関する科目に相当す				
校への「学芸	る科目の単位を取得し、当該大学校を卒業した者				
員」の認定に	は学芸員の資格を有する者とするための省令の				
ついて	改正を検討する。				
(文部科学省)					

### 工 研究開発等

	ਹਾਰ 				
事項名	改定計 措置内容		享	[施予定時]	期
尹炽口	1HEL144	の関係	平成16年度	平成 17 年度	平成 18 年度
研究者の資	国立試験研究機関や独立行政法人研究機関の研究	改定・教	平成18年	度までに措	置
質向上のた	員について、自己啓発等の一定の活動を行う場合に	育工			
めの機会の	一定期間公務を離れることを認める休業制度につい				
拡大	て、対象活動の範囲や既存制度との整合性などの課				
(内閣官房、	題を検討し、所要の措置を講ずる。				
【人事院】)	(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対し				
	て検討を要請するものである。)				
寄付金、受託	国立大学の法人化を検討する際には、寄付金、	改定・教	措置済		
研究等の扱い	受託研究等の扱いが国公私の大学で相互に競争	育工			
に係る競争的	的になるようにすることを検討し、所要の措置を				
環境の整備	講じる。【日本私立学校振興・共済事業団を通じ				
(文部科学省)	た受配者指定寄付金制度の改善について(平成16				
	年3月29日高等教育局長通知】				
大学と企業の	産学官連携を推進する観点から、大学と企業の	改定・教	措置・継	続的推進	
実務者等によ	研究の第一線のリーダーや実務者を中心にシー	育工			
る交流の推進	ズとニーズの情報交換や対話・交流等の場を構築				
(内閣府 総務	する。				
省、文部科学					
省、厚生労働					
省、農林水産					
省、経済産業					

車でク	措置内容	改定計画等と	美	施予定時	 朝
事項名		の関係	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
省、国土交通					
省、環境省)					
大学教員の	最も裁量性の高い職種と考えられる大学教員	改定・教	措置済		
裁量労働制	については、大臣告示の見直し(平成15年厚生労	育工			
の周知	働省告示第354号)により「大学における教授研				
(厚生労働省)	究の業務」が専門型裁量労働制の対象業務になっ				
<雇用イ eの	たところであるが、今後その周知徹底を図る。				
再掲>					
国立大学法	国立大学法人の研究成果の活用に関する自主	改定・教	措置済		
人によるラ	性を高め、国立大学法人の保有する技術の産業分	育工			
イセンス対	野への移転を促進するため、国立大学法人による				
価としての	ライセンス対価としての株式取得について、業務				
株式取得の	の自己増殖的な膨張の防止に十分留意しつつ検				
容認	討し、結論を得る。【平成17年3月文部科学省高				
(文部科学省)	等教育局長・研究振興局長通知「国立大学法人及				
	び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス				
	対価により株式を取得する場合の取扱いについ				
	て」】				
競争的研究	a 年度当初から研究を開始するものについて	改定・教	措置済		
資金制度の	は、公募・審査を前年度から実施すること等に	育工			
改善	より、研究費交付時期を年度当初に近づけるよ				
(総務省、文部	う可能な限り早期化し、交付決定する。				
科学省 厚生労	b 研究費は、備品費、消耗品費、役務費、旅費		措置済		
働省 農林水産	等の費目で構成されており、費目間の振替が制				
省、経済産業	限されているが、例えば、費目額の30%の振替				
省、国土交通	を認める等、法律上可能な範囲で弾力的な研究				
省、環境省)	が行えるようにする。				
	c 年度を越えた研究を可能にするため、必要に		 措置済		
	応じ全ての競争的研究資金制度が繰越明許で				
	きるよう措置を検討し、所要の措置を講じる。				
	d 研究者、事務担当者に対して、研究費の適正		平成16年	度以降継	 続的に措
	な経理・管理の徹底を図る。		置		
	e 研究費の不正使用を行った研究者について		措置済		
	は、一定期間研究費を交付しない制度を設ける				
	こと等、不正行為の防止策を策定する。				

車ा百夕	世界中京	改定計画等と	ᢖ		期
事項名	措置内容	の関係	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
科学技術振	b 科学技術振興機構は、文部科学省が行う科学	重点・市			逐次実
興機構の実	技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部	場 (2)			施
施する業務	(新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワー	ア			
(文部科学省)	キンググループの運営、課題管理等)を受託し				
<市場ウ の	ている。競争的研究資金の在り方については、				
再掲>	特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正				
	や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理				
	化計画等でも求められているところである。				
	したがって、科学技術振興調整費の配分が適				
	正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効				
	果を生むことを可能とするためには、当該研究				
	費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関				
	して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得				
	られるかどうか、あるいは実施済みの研究につ				
	いてそのような効果が得られたかどうかを検				
	証するための、より公正性・透明性の高い、反				
	証可能性のある厳正な枠組みの構築を図る。今				
	年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価				
	を試行的に行っているところであるが、そのよ				
	うな取り組みを一層促進し、広く社会経済的な				
	効果の計測につなげるとともに、その範囲を更				
	に広げていく。				
	c 科学技術振興調整費のような基礎的な研究				逐次実
	は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、				施
	しかもそれを見定めるために長期間を要する				
	という特徴はあるが、それゆえに一層の効率				
	的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助				
	長するため、厳正な審査・評価体制を早急に				
	構築する必要がある。国家資金たる巨額な経				
	費の配分にあたる審査者・評価者については、				
	プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視				
	点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・				
	評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績				
	等)や判定能力を保持していることの根拠に				
	ついて、博士学位の取得、評価の定まった十				

市话夕	世罕山京	改定計画等と	実施予定時期		期
事項名	措置内容	の関係	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	分な質・量の研究業績等を踏まえて、厳正な審				
	査を行った上で、審査・評価の依頼をする。				
	いずれにせよ、審査・評価については、事後				
	的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適				
	正を厳格に判定できる仕組みとする。				
	併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得				
	ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築				
	する。				
	d 科学技術振興調整費においては、事務処理が				執行事
	煩瑣ではないかという指摘があることをも踏				務の改
	まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の				善につ
	効率化を図るための検討も行う。				き逐次
					実施、業
					務の効
					率化に
					つき検
					討
地域新生コ	地域新生コンソーシアム研究開発委託事業に	改定・教	措置済		
ンソーシア	係る成果報告書について、平成16年度中に、報告	育工			
ム研究開発	項目の整理、報告書ページ数の削減、2年度に亘				
事業に係る	る研究開発の1年度目の報告について簡潔な報				
成果報告書	告が可能なものは簡素化を許容する等の簡素化				
の簡素化	に係る検討を行い、当該年度の事業に係る成果報				
(経済産業省)	告より、その改善を図る。				
研究開発補	研究開発における仕損じ品やテストピース等	改定・教	措置済		
助金のテス	の保管については、額の確定後であれば写真等の	育工			
トピース等	保管により代用可能とすることができるよう実				
保管規定の	施要領を改正する。				
廃止					
(経済産業省)		75 ±/-		<b>ゝゑぃゟゖ゚゚゚゚</b>	
統計業務の	a 指定統計については、国が直接調査等を行っ	改定・教		逐次実施	
民間開放推	ているものを速やかに民間開放するとともに、	育工			
進   (	地方公共団体を通じて実施しているものにつ				
(総務省及び   関係府省)	いても、国と地方の役割分担等について検討				
	し、民間開放を推進する。				

事項名	措置内容	改定計画等と	ᢖ	[施予定時]	期
		の関係	平成16年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	b 指定統計以外の承認統計については、既に包			逐次実施	
	括的な委託を受けて民間が実施している調査				
	もあり、極力幅広に民間開放を推進する。				
酒類の研究	酒類総合研究所の組織及び業務について、民間	改定・教		措置済	
の見直しの	開放を推進すること等を含めた平成15年の閣議	育工			
検討	決定通りにその見直しを検討する。				
(財務省)					
民間給与水	人事院は毎年行う給与勧告に際し、民間の給与	重点・官			措置
準の調査業	実態調査を都道府県市特別区人事委員会と共同	業(1)			
務	で実施しているが、民間事業者への部分的な業務				
【人事院】	委託にとどまっていることから、業務の包括的な				
	民間委託等も含め、更なる民間開放を推進する。				
	(「事項名」欄の【人事院】とは、人事院に対し				
	て検討を要請するものである。)				

# オ その他

事項名	措置内容	改定計画等と	享	施予定時	時期	
争以石		の関係	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
公立社会教	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処	別表 1 -		措置済		
育施設整備	分の承認等の取扱いについて、社会教育施設(公	9				
費補助金に	民館)の一部を当該施設本来の業務に支障のない					
係る財産処	範囲で、地域を活動拠点としている総合型地域ス					
分の承認等	ポーツクラブの事務室として使用することが現					
の該当要件	行制度下でも対応可能である点を周知徹底する。					
の周知徹底						
(文部科学省)						
独立行政法	国立美術館については、既に清掃業務、会場管	重点・官			措置	
人国立美術	理業務、レストラン運営業務、情報案内業務等に	業(2)				
館	ついて外部委託を行ってきたが、今後とも質の高					
(文部科学省)	いサービスを低廉なコストでできるものがある					
	か検討しつつ、施設管理、展示設営業務などの業					
	務の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務					
	の範囲拡大や包括的委託を一層推進する。					
	その際、平成 18 年度に開館する国立新美術館					
	も含めた5館それぞれの特質等に留意するとと					
	もに、政府全体における民間開放・市場化テスト					

事項名	措置内容	改定計画等と	<b>第</b>	施予定時	期
		の関係	平成16年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	に関する議論及びその実績や地方公共団体等に				
	おける公立美術館の運営・管理の動向をも注視				
	し、更なる質の向上のための検討や工夫を速やか				
	に行う。				
独立行政法	国立博物館等については、既に清掃業務、会場	重点・官			措置
人国立博物	管理業務、レストラン運営業務、情報案内業務等	業(2)			
館、独立行政	について外部委託を行ってきたが、今後とも質の				
法人文化財	高いサービスを低廉なコストでできるものがあ				
研究所	るか検討しつつ、施設管理、展示設営業務などの				
(文部科学省)	業務の効率化を図る観点から、民間委託の対象業				
	務の範囲拡大や包括的委託を一層推進する。				
	その際、各博物館における特質等に留意するとと				
	もに、政府全体における民間開放・市場化テスト				
	に関する議論及びその実績や地方公共団体等に				
	おける公立博物館の運営・管理の動向をも注視				
	し、更なる質の向上のための検討や工夫を速やか				
	に行う。				

#### (学校運営に関する情報)

- ・ 学校の教育目標、経営方針
- ・学校の特色、改善が必要な点
- ・ 学校運営協議会の設置状況、保護者・児童生徒の運営に対する関与の状況
- · 職員会議録
- ・ 学校行事の内容
- ・ 部活動の内容

#### (教科・教材等に関する情報)

- ・ 指導計画、授業時数、時間割、総合的な学習の時間の内容
- ・ 採用している教科書、副教材

#### (教職員に関する情報)

- ・ 教職員の担当学年、担当教科、校務分掌
- 学校長、教頭、各教職員の経歴
- ・ 教職員に対する校内研修の内容

### (就学児童・生徒に関する情報)

- ・ 欠席率
- · 進学実績、進路状況

#### (評価に関する情報)

- ・ 保護者、児童・生徒による授業評価結果・満足度調査結果
- ・ 学校の自己評価、外部評価結果

#### (会計に関する情報)

・ 学校の財務状況(決算報告書) 予算執行状況

#### (入学、転入・転出に関する情報)

- ・ 入学者選抜の方法(選抜基準など)
- ・ 学校選択における定員超過の際の選抜基準の詳細
- · 転入、転出生徒数

#### (学校の問題に関する情報)

- ・ 生徒指導上の諸問題及びそれに対する学校による対処や指導の状況等の実態
- ・ 学校への苦情、及び改善提案に関する情報

## (危機管理に関する情報)

・保健安全、防犯対策、防災対策に関する情報